

浜松市監査委員告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 7 日

浜松市監査委員 石 坂 守 啓

浜松市監査委員 佐 藤 雅 秀

浜松市監査委員 幸 田 恵 里 子

浜松市監査委員 加 茂 俊 武

指摘事項	
【第３ 監査結果 【２】 個別事項 II 法令等にもとづく台帳の整備について １ 都市公園台帳（２） 最終更新日について】 監査の対象となった 22 公園のうち、4 公園については、都市公園台帳の作成日が未記入となっていた。この状態だと、閲覧者は、台帳を見ただけでは、いつの情報であるかが把握できないことになる。閲覧者に対し、情報の時点を明確にするためには、更新日の入力が必要である。 また、5 公園については、都市公園台帳の調書がなく、内容を確認することができなかった。都市公園法施行規則において、調書は都市公園台帳を組成するものであり、記載が義務づけられているものである。調書のない公園については、調書を作成し保管しておく必要がある。 （掲載 75 頁・担当課：公園管理事務所）	
講じた措置	
令和 7 年度	監査の対象となった 22 公園すべてにおいて、浜松市公園台帳システムの記載内容を最新の情報に修正し、調書を作成しました。 他の公園においても、浜松市公園台帳システムの記載内容が最新の情報であることを確認し、確認が終了したものからその日を最終更新日として登録し、調書のない公園については、順次、調書に記載すべき内容をシステムに登録しています。

指摘事項	
【第３ 監査結果 【２】 個別事項 II 法令等にもとづく台帳の整備について ２ 公有財産台帳（３） 管理対象物件の具体的記載について】 財産台帳の「用途欄」に「公園」、「公園（整備工事）」、「備考欄」に「整備工事」、「整備工事（その 2）」などと記載され、公有財産として管理する対象が、具体的に何であるのか、財産台帳から把握できないものが見受けられた。 せっかく財産台帳に記載されていても、その財産が何かわからないのでは、その財産台帳は、財産の一覧表としての機能を有していないことになる。また、対象となる財産が特定できないと、担当者が交代したときなどには、財産台帳を適時適切に更新することも困難である。 財産台帳を見れば、対象となる財産を容易に把握できるよう、用途欄、備考欄の具体的かつ適切な記録が必要である。 （掲載 79 頁・担当課：公園管理事務所）	
講じた措置	
令和 8 年度	公有財産台帳は、工事単位での登録となるため、登録項目が多岐に渡る場合は、登録物が何であるかの判別が困難となっていました。 そこで、関係課と調整のうえ、備考欄に具体的な登録物を記載することで、判別が容易となるよう令和 8 年度から運用を改めました。 過去分についての備考の記載も進めており、令和 8 年度にはすべての修正が完了する予定です。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 1 遠州灘海浜公園 (1) 樹木の状況（風車公園）】 風車公園内には、樹幹が傾斜した木、樹幹に亀裂等がある木、キノコが発生している木などが見受けられた。木によっては、内部で腐朽が進行している可能性もあると思われるが、特に立入禁止等の措置は取られていなかった。 遠州灘海浜公園は、昭和36年（1961年）7月開設の公園であり、開設から60年以上の年数が経過している。樹木も老朽化していることから、今後はさらに危険木が増えていくことが予想される。 倒木による事故を未然に防ぐため、安全確保の重要度の高い区域については、詳細な調査を行い、調査結果に応じた措置を実施することが必要である。 （掲載 99 頁・担当課：公園管理事務所）	
講じた措置	
令和7年度	指定管理者に指示し、公園内にある危険木等の確認を実施しました。その中で、枯木、損傷木など明らかに倒木の危険性があると判断できる樹木について、市及び指定管理者が協議のうえ、規模に応じて分担し、緊急伐採を実施しました。 今後も、指定管理者による日常的な公園内の点検を通じて樹木の状況を把握し、危険な樹木については、利用者への安全対策の実施及び早急な伐採等の対応を行います。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 3 佐鳴湖公園 (1) 遊具 ① フィールドアスレチック】 この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出、頭部胴体の挟み込み等について、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。 （掲載 114 頁・担当課：公園管理事務所）	
講じた措置	
令和7年度	公園内の遊具の設置状況を確認したところ、遊具間の距離が近く、現行の国土交通省の指針等の安全基準に基づく必要な空間の確保が困難であることから、①フィールドアスレチックを撤去しました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 3 佐鳴湖公園 (1) 遊具 ② フィールドアスレチック】 委託業者の点検では、「使用不可」と判定されており、現地視察の時点では、使用禁止の措置が取られていた。理由については、「支柱部の腐食が進行したため」とのことである。 今後は、補修により対応する方針であるが、具体的な措置の実施予定日、実施方法については、明確に定まってははいない。早急に対応する必要がある。 (掲載 114 頁・担当課:公園管理事務所)	
講じた措置	
令和7年度	公園内の遊具の設置状況を確認したところ、遊具間の距離が近く、現行の国土交通省の指針等の安全基準に基づく必要な空間の確保が困難であることから、②フィールドアスレチックを撤去しました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 4 館山寺総合公園 (1) 遊具】 こども広場の観覧車について、点検業者から提出された定期点検報告書では、「使用年数が 40 年に近づいています。施設の老朽化が見受けられますので、施設更新をご検討お願いします。」との指摘がある。 緑政課では、法定点検等と維持管理を適正に実施し、安全が確認できれば、稼働は可能と考えている。しかし、この観覧車について、点検業者は「使用年数が 40 年に迫り、老朽化のため更新の検討が必要」と指摘しており、近い将来、更新の可否について、市の判断が必要になることが想定される。観覧車の更新は、多額の予算が必要となるため、早い段階から更新計画を策定するなど、今後の対応について検討しておくことが必要である。 (掲載 118 頁・担当課:緑政課)	
講じた措置	
令和8年度	更新費用と既存施設の長寿命化費用とを比較検討した結果、当面は修繕対応による長寿命化の方針とし、今後 10 年間の維持管理計画を作成しました。 そのうえで、令和 6 年度には老朽化した駆動装置や電気制御盤の更新、令和 8 年度には非常用発電機の設置を実施するなど、維持管理計画に則った設備の更新（修繕）を着実に進めています。 今後も引き続いて法定点検等を実施しつつ、劣化部材の交換等を適切に実施してまいります。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 4 館山寺総合公園 (2) 園路 ② 通行禁止の園路】 原種つつじ園と八重桜並木の間の園路（こなみの森コース上、つり橋付近）には、通行禁止となっている箇所がある。この場所では、通行禁止の措置が続いているとのことであるが、それは、園路としての機能が維持されていないことを意味する。このような状態が長期化することを避けるため、市は、指定管理者と協議し、廃止を検討するなどの対応が必要である。 (掲載 119 頁・担当課:緑政課)	
講じた措置	
令和7年度	指定管理者との協議により、令和7年度に立ち入りできないよう木を植えて、園路としての機能は廃止しました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 5 雄踏総合公園 (1) 遊具 ① 複合遊具（木製、鋼製） ② 丸太トンネル ③ フィールドアスレチック（丸太平均台）】 これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出等について、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。 (掲載 122 頁・担当課:公園管理事務所)	
講じた措置	
令和7年度	公園内の遊具の設置状況を確認したところ、③丸太平均台は、遊具間の距離が近く、現行の国土交通省の指針等の安全基準に基づく必要な空間の確保が困難であることから、令和6年度に撤去し、②丸太トンネルは令和7年度に修繕し、露出している基礎の埋め戻しを実施しました。 ①複合遊具（木製、鋼製）については、落下時基礎露出や頭部胴体の挟み込みなどの解消に向けた修繕工事を令和8年度に実施する予定です。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 6 都田総合公園 (1) 遊具 ① 複合遊具】 この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出、頭部・胴体の挟み込みなどについて、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。 (掲載 127 頁・担当課:公園管理事務所)	
講じた措置	
令和7年度	既存の複合遊具については令和7年度に撤去し、同年度にイベント広場へ、複合遊具の機能のうち、アスレチック遊具とジャングルジムを新設しました。 また、令和8年度に滑り台及びブランコを新設し、対策工事が完了する予定です。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 7 四ツ池公園 (1) 遊具 ① 複合遊具】 この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。 (掲載 132 頁・担当課:公園管理事務所)	
講じた措置	
令和7年度	令和7年度に修繕し、露出している基礎の埋め戻しを実施しました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 8 和地山公園 (6) 樹木の状況】 和地山公園内には、樹幹に亀裂等がある木、キノコが発生している木が多く見受けられた。木によっては、内部で腐朽が進行している可能性もあると思われるが、特に立入禁止等の措置は取られていなかった。 和地山公園は、昭和44年（1969年）4月開設の公園であり、開設から50年以上の年数が経過している。樹木も老朽化していることから、今後はさらに危険木が増えていくことが予想される。 倒木による事故を未然に防ぐため、安全確保の重要度の高い区域については、詳細な調査を行い、調査結果に応じた措置を実施することが必要である。 （掲載148頁・担当課：公園管理事務所）	
講じた措置	
令和7年度	指定管理者に指示し、公園内にある危険木等の確認を実施しました。その中で、枯木、損傷木など明らかに倒木の危険性があると判断できる樹木について、市が緊急伐採を実施しました。 今後も、指定管理者による日常的な公園内の点検を通じて樹木の状況を把握し、危険な樹木については、利用者への安全対策の実施及び早急な伐採等の対応を行います。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 10 美蘭中央公園 (1) 遊具 ① 複合遊具】 この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 出発部有害な隙間等について、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。 （掲載158頁・担当課：公園管理事務所）	
講じた措置	
令和7年度	令和7年度に同様の機能を持つ複合遊具に更新しました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 10 美蘭中央公園 (1) 遊具 ② ネットクライマー】 この遊具も、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 頭部胴体の挟み込み等について、市は、国土交通省の指針に従い、指定管理者への適切な指示、協議などを通し、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。 (掲載 158 頁・担当課:公園管理事務所)	
講じた措置	
令和7年度	令和7年度に更新した複合遊具に同様の機能があるため、対象遊具については撤去しました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 12 富塚公園 (1) 遊具(使用不可となっているもの) ① フィールドアスレチック ② 健康器具 ③ 健康器具 ④ その他遊具バランス ⑤ その他の遊具造形物(カバ) ⑥ その他の遊具造形物(ゴリラ) ⑦ その他の遊具造形物(クマ)】 これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。 (掲載 171 頁・担当課:公園管理事務所)	
講じた措置	
令和7年度	公園内の遊具の設置状況を確認したところ、①フィールドアスレチック及び④その他遊具バランスについては経年劣化により修繕不能と判断し、令和7年度に撤去しました。 令和8年度は、②③健康器具については、修繕工事により基礎の埋め戻しを実施し、⑤⑥⑦その他の遊具造形物(カバ・ゴリラ・クマ)については遊具として不要と判断し撤去する予定です。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 13 香公園 (1) 遊具（使用不可となっているもの） ① 健康器具 平均台 ② 健康器具 背伸ばしベンチb ③ 健康器具 傾斜板 ④ 健康器具 ウマトビ ⑤ 健康器具 背伸ばしつり輪 ⑥ ロープウェイ ⑦ その他遊具 丸太渡り】 これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。 （掲載 184 頁・担当課:公園管理事務所）	
講じた措置	
令和7年度	公園内の遊具の設置状況を確認したところ、③健康器具傾斜板、④健康器具ウマトビ、⑦その他遊具丸太渡りについては経年劣化により修繕不能と判断し、令和7年度に撤去しました。 令和8年度は、①健康器具平均台については経年劣化により修繕不能であるため撤去し、②健康器具背伸ばしベンチb、⑤健康器具 背伸ばしつり輪、⑥ロープウェイについては修繕工事により基礎の埋め戻しを実施する予定です。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 13 香公園 (1) 遊具（使用不可となっているもの） ⑧ その他遊具 トンネルa ⑨ その他遊具 トンネルb】 緊急性は低いとはいえ、これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 また、1つの遊具は「梁部・腐朽」も指摘されている。 硬い設置面等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。 （掲載 185 頁・担当課:公園管理事務所）	
講じた措置	
令和7年度	遊具周囲がインターロッキング舗装されており、接地面の改善は困難であることから、令和7年度に⑧トンネルa及び⑨トンネルbを撤去しました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 14 半田公園 (1) 遊具 ① 健康器具】 この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。 （掲載 190 頁・担当課:公園管理事務所）	
講じた措置	
令和7年度	令和7年度に修繕し、露出している基礎の埋め戻しを実施しました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 15 西岸中央公園 (1) 遊具 ① 複合遊具】 この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。 (掲載 195 頁・担当課:公園管理事務所)	
講じた措置	
令和7年度	令和7年度に基礎の埋め戻しのほか、頭部胴体挟み込みや出発部有害な隙間を解消するための部材を製作し、遊具に取り付ける修繕を実施しました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 15 西岸中央公園 (1) 遊具 ② 鉄棒 a ③ 鉄棒 b】 これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。 (掲載 196 頁・担当課:公園管理事務所)	
講じた措置	
令和7年度	令和7年度に修繕し、露出している基礎の埋め戻しを実施しました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 17 西岸もくせい公園 (1) 遊具 ② 鉄棒】 この遊具も、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。 (掲載 203 頁・担当課:公園管理事務所)	
講じた措置	
令和7年度	令和7年度に修繕し、露出している基礎の埋め戻しを実施しました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 19 天竜川緑地 (1) 遊具 ① 造形物(ゾウ) ② 健康遊具(2円柱型昇降台 q)】 これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。 (掲載 209 頁・担当課:公園管理事務所)	
講じた措置	
令和7年度	公園内の遊具の設置状況を確認し、修繕が困難な①造形物(ゾウ)は撤去、②健康遊具(2円柱型昇降台 q)については、露出している基礎の埋め戻しを実施しました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 19 天竜川緑地 (1) 遊具 ③ バナナスライダー】 この遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 出発部有害な隙間について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。 (掲載 210 頁・担当課:公園管理事務所)	
講じた措置	
令和7年度	遊具の構造上、修繕は困難であることから、令和7年度に対象遊具を撤去しました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 19 天竜川緑地 (2) 遊具の管理】 天竜川緑地には、スプリング遊具や造形物、すべり台等の100を超える遊具を設置している。 遊具の点検報告書により現地踏査を実施したところ、遊具の置き場所が詳細に記載されていない状態であった。担当者に質問したところ、「遊具の置き場所は、遊具と周囲の風景を映した写真で把握している」とのことであった。 天竜川緑地は面積が大きく分散して立地しているため、遊具も各所に点在している点を踏まえると、写真をもとに遊具を探すのは効率的ではないと考える。 各遊具には施設番号を付けていることから、緑地のマップと紐づけて、遊具の場所を把握管理することが必要である。 (掲載 210 頁・担当課:公園管理事務所)	
講じた措置	
令和7年度	令和7年度に遊具の設置位置を把握するための平面図を作成しました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 20 三方原防風林緑地 (1) 遊具 ① 健康器具 スロープ階段 ② 健康器具 丸太階段 ③ 健康器具 背筋伸ばし ④ 健康器具 つま先立ち ⑤ 健康器具 手足回し ⑥ 健康器具 階段昇降 ⑦ 健康器具 ハンドル、ペダル】 これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 落下時基礎露出等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。 (掲載 217 頁・担当課:公園管理事務所)	
講じた措置	
令和7年度	令和7年度に①から⑦までの遊具全てにおいて、露出している基礎の埋め戻しを実施しました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 公園別視察結果 21 有玉緑地 (1) 遊具 ① ジャングルジム ② その他遊具造形物 (6件)】 これらの遊具は、点検業者が「ハザード3」と判定しているものである。 また、市の回答には「破損遊具の補修を優先する」とあったが、①ジャングルジムには、落下時基礎露出のほか、接合部や縦部材に腐食と破損があることも、点検業者の調査結果で指摘されている。 落下時基礎露出等について、市は、国土交通省の指針に従い、応急措置を実施するなど、物的ハザードの除去に努める必要がある。 (掲載 223 頁・担当課:公園管理事務所)	
講じた措置	
令和7年度	公園内の遊具の設置状況を確認し、令和7年度に①ジャングルジムについては、露出している基礎の埋め戻し及び腐食部材の交換を実施し、②その他遊具造形物は、遊具間の距離が近く、現行の国土交通省の指針等の安全基準に基づく必要な空間の確保が困難であることから、撤去しました。

監査実施年度 令和6年度（学校教育に関する事務の執行について）

指摘事項	
【第3 監査結果 【2】 個別事項 II 浜松市立高等学校 3 薬品管理】 塩酸、硝酸、硫酸、過酸化水素水の劇物4点は、1年間の使用実績に比べ、保有している量が非常に大きく、必要最小量の保有とはいえない状態である。また、未使用となっているものが多いが、計画的な廃棄処理が行われてきたわけでもない。 このような未使用の薬品についても、マニュアルに記載のとおり、保有する薬品類の量は、常に必要最小量にとどめ、使用する予定のない不要薬品は計画的に廃棄することが必要である。 （掲載 73 頁・担当課：市立高等学校）	
講じた措置	
令和7年度	理科の実験等において使用する薬品の保有量を必要最小量にするため、薬品管理マニュアルに沿って在庫確認を行い、必要のなくなった薬品や使用済みの廃液等については、令和8年1月に専門の委託業者に依頼し、廃棄処分しました。 今後とも必要最小量となるよう、適宜処分等を実施してまいります。

指摘事項	
【第3 監査結果 【2】 個別事項 II 浜松市立高等学校 5 施設の老朽化①】 学校施設の老朽化に対しては、令和3年度に劣化調査を実施しているが、調査実施後、約2年が経過する中で、調査結果を反映した修繕計画については、これまで策定してこなかった。計画がない状態で実施されている修繕は、事後的で対症療法的な対応にとどまっており、予防保全的な対応はできていない。 施設の老朽化は、今後ますます進むと考えられる。施設の老朽化により、生徒の学校生活が停止することがないように、長期的な修繕計画を策定し、現状の対症療法的な対応から予防保全的な対応へと転換を図る必要がある。 （掲載 82 頁・担当課：市立高等学校）	
講じた措置	
令和8年度	令和8年度に教育長、学識経験者（2名）、経済団体関係者、中学校関係者、学校長、同窓会代表を委員とした「浜松市立高等学校のあり方検討委員会」を設置し、市立高校の存在意義、学校が目指す姿、学校に求める新たな特色等について協議を進めてまいります。また、学識経験者に教育施設のあり方を専門に研究されている教授にも参画していただいております。学校に必要な環境や設備についても協議をしていただく予定です。 委員会での協議結果を踏まえ、令和10年度を目途に中長期的な視点で施設の長寿命化計画を策定してまいります。 なお、大規模改修の実施までの期間にあつては、これまで通り、必要な施設の補修や設備の更新を実施し、生徒の学校生活が停止することがないようにしてまいります。

指摘事項	
【第3 監査結果 【2】 個別事項 II 浜松市立高等学校 5 施設の老朽化②】 劣化調査の実施から約2年が経過しているにもかかわらず、修繕計画が策定されていない理由として、市立高校の事務員に技術職がないことが挙げられる。また、市立高校の事務員は、施設以外の日常業務に追われている印象を受ける。 このように、技術職が不在の中で、日常業務に忙殺される事務職員に、老朽化した施設の長寿命化計画や修繕計画の策定を求めるのは、そもそも無理があると考ええる。 現行の組織体制のままでは、長寿命化計画や修繕計画が策定されないまま、老朽化が進み、状況がさらに悪化することが懸念される。 まずは、老朽化対策を進めるための最適な組織体制を検討する必要がある。そのうえで、新たな体制のもと、計画の策定や予防保全的な対応など、実務的な取り組みを進めるべきである。 (掲載 82 頁・担当課:市立高等学校)	
講じた措置	
令和8年度	長寿命化計画や修繕計画の策定にあつては、専門的な知識等が必要であることから、公共建築課が主体となって令和10年度を目途に策定にあたります。 計画が策定されるまでの期間にあつては、これまで通り、公共建築課や教育施設課から助言等を受けるなどして、適切に整備を行い、施設の維持管理を実施してまいります。

指摘事項	
【第3 監査結果 【2】 個別事項 II 浜松市立高等学校 6 外部への資産貸与 (1) 事業者との協議】 購買業務に係る行政財産使用許可書「注9」では、「販売の形態・取扱商品の選定・販売価格については、浜松市立高等学校長と協議のうえ決定すること」と定められているが、監査した時点では、協議は行われていなかった。 校長と事業者との協議を行い、適正な業務運営を図っていくことが必要である。 (掲載 83 頁・担当課:市立高等学校)	
講じた措置	
令和7年度	令和7年6月から、新規事業者による購買事業を開始しました。新事業者を決定する際には、事業者と複数回協議を行い、事業の形態や取扱商品の選定を実施するとともに、販売価格にあっても高校生が購入可能な価格帯となるよう要望し、通常価格より安価といたしました。 今後も定期的に事業者と協議を行い、その都度記録に残し、以降の協議に活用してまいります。

指摘事項	
【第3 監査結果 【2】 個別事項 II 浜松市立高等学校 6 外部への資産貸与 (2) 財務書類の提出】 行政財産使用許可書では、「注 12」で年 1 回浜松市立高等学校の購買業務の財務状況について、浜松市立高等学校長に書類を提出することとなっているが、監査の時点では、事業者からの提出はなかった。 学校側から事業者に財務書類の提出を求め、財務内容について把握しておく必要がある。 また、令和 6 年度の「行政財産使用許可書」では、「注 12」の記載が削除されている。これは、財務書類の提出がない現状に合わせ削除したとのことであったが、継続的な運営を求めるのであれば、財務状況の確認は必要である。 (掲載 84 頁・担当課:市立高等学校)	
講じた措置	
令和 8 年度	購買事業を安定的に継続していくためには、事業者の財政面が重要であることから、令和 8 年度から行政財産使用許可申請の時期に合わせて財務状況に関する資料の提出を求めることにいたしました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【2】 個別事項 II 浜松市立高等学校 8 学校徴収金 (1) 生徒会費 ① 決算書と決算報告】 生徒会費の決算書については、決算書(案)はあるが、作成者(生徒会長)と担当者(先生)の署名・押印のある原本が存在しない。市立高校は、確定した決算書に作成者と担当者の署名・押印をしたうえで、原本として保管する必要がある。 また、生徒会費については、保護者への決算報告も行われていない。生徒会費は保護者徴収金であり、学校には、徴収者として保護者への説明責任があるため、決算報告を実施すべきである。 (掲載 87 頁・担当課:市立高等学校)	
講じた措置	
令和 8 年度	決算書への署名・押印及び原本保存については、令和 8 年度分の決算書から実施してまいります。 また、保護者への決算報告については、PTA 理事会にお諮りしたうえで、令和 8 年度分から令和 9 年 5 月開催予定の PTA 総会において実施してまいります。

指摘事項	
【第3 監査結果 【2】 個別事項 Ⅲ 学校における働き方改革 1 時間外在校等時間① 目標と実績との乖離】 令和5年度の時間外在校等時間の実績は、令和6年度までに達成することを目指す浜松市の目標との乖離が大きい。 浜松市の原則的な目標である「年360時間以内の時間外在校等時間」を達成するためには、年間360時間を超過している教諭等・教務主任・主幹教諭について、1人あたり年間272時間（43%）の時間外在校等時間の削減が必要である。 また、浜松市の例外的な目標である「月100時間以内・年720時間以内の時間外在校等時間」を達成するためには、年720時間を超過している教諭等・教務主任・主幹教諭について1人あたり年間210時間の時間外在校等時間（23%）の削減が必要である。これだけの時間外在校等時間に係る業務を単純に削減することは、現実的ではないと考えられる。以上より、令和6年度までに浜松市の目標を達成することは困難であると考えられる。 この点、長時間の時間外在校等時間を放置することには、労働安全衛生上の懸念がある。 したがって、長時間の時間外在校等時間の要因を特定したうえで、その要因を解消するための具体的かつ長期的な目標を設定し、浜松市全体として継続的かつ効果的に目標達成のために取り組むことが必要であるとする。 （掲載100頁・担当課:教職員課）	
講じた措置	
令和8年度	時間外在校等時間が長時間となっている要因を定量的に分析するため、令和8年度中に、1日の時間外在校等時間が2時間以上計上された場合、各職員が、要因ごとの時間を計上することができるよう出退勤管理システムを改修します。また、計上した要因ごとの時間外在校等時間を集約する仕組みを、上記のシステム改修と合わせ構築します。 時間外在校等時間を解消するための取組みとしては、教職員のワークライフバランスの充実と、教職員が心身ともに健康的に教育活動に従事できる環境を整えることを目的に、令和8年度から令和11年度までを計画期間とした「浜松市教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を新たに策定しました。 本計画においては、3つの柱に基づく56の取組みを掲げており、「教育DXの推進」や「負担軽減・業務の効率化の推進」、「部活動の地域展開の推進」などを実施していきます。 なお、本計画においても、時間外年360時間超の教員0人などを目標指標として設定していますが、今後、定量的な要因等を把握、分析する中で、目標指標や取組み内容について、必要に応じて柔軟に見直ししてまいります。

指摘事項	
【第3 監査結果 【2】 個別事項 Ⅲ 学校における働き方改革 1 時間外在校等時間② 定量的な要因分析】 教職員課は、個人別の時間外在校等時間を月次で集計・分析してレポートにまとめており、時間外在校等時間が多い教職員及びその上司に対して注意喚起を行うとともに、労働安全衛生上の必要な措置を行っている。しかしながら、教職員課は、教職員全体の時間外在校等時間の要因について、定量的な分析を必ずしも実施していない。 時間外在校等時間の要因に関する定量的な情報が不足していると、潜在している問題点や課題等に対して、有効な対処策を適時に施せなくなるおそれがある。 したがって、教職員全体の時間外在校等時間の要因を、何らかの形で常に定量的にモニタリングする仕組みを整備する必要があると考える。また、時間外在校等時間の要因を定量的に特定することで、客観的なデータの裏付けをもとに、時間外在校等時間に係る目標達成のための取り組みを行うことができるかと考える。 (掲載 102 頁・担当課:教職員課)	
講じた措置	
令和8年度	時間外在校等時間が長時間となっている要因を定量的に分析するため、令和8年度中に、1日の時間外在校等時間が2時間以上計上された場合、各職員が、要因ごとの時間を計上することができるよう出退勤管理システムを改修します。また、計上した要因ごとの時間外在校等時間を集約する仕組みを、上記のシステム改修と合わせ構築します。

指摘事項	
【第3 監査結果 【2】 個別事項 Ⅲ 学校における働き方改革 1 時間外在校等時間③ 特定の教諭等への業務の偏在】 特定の教諭等へ時間外在校等時間が偏在しており、その偏在の是正が行われていない。仮に是正活動を行っていたとしても、実績からすれば効果は出ていない。 また、時間外在校等時間の要因について、定量的なデータの把握に加え、定性的な分析も行われておらず、詳細な情報が不足している。 特定の教諭等への時間外在校等時間の偏在を放置することは、労働安全衛生上の懸念がある。また、特定の教諭等へ業務負荷が集中することは各学校が諸課題に組織として対応できていないことを示唆しており、仮に特定の教諭等が体調不良等で業務を実施できなくなった場合などに、必要な業務が滞るおそれがある。 したがって、特定の教諭等への業務の偏在を是正するため、部活動、分掌業務、生徒指導、学習指導など、時間外在校等時間の要因となっている業務内容の実態分析を行い、必要に応じて見直しを実施することが必要であると考える。 (掲載 114 頁・担当課:教職員課)	
講じた措置	
令和8年度	時間外在校等時間が長時間となっている要因を定量的に分析するため、令和8年度中に、1日の時間外在校等時間が2時間以上計上された場合、各職員が、要因ごとの時間を計上することができるよう出退勤管理システムを改修します。また、計上した要因ごとの時間外在校等時間を集約する仕組みを、上記のシステム改修と合わせ構築します。 時間外在校等時間が偏在している教職員については、上記で集約した情報を活用し、時間外在校等時間の要因となっている業務内容の実態を分析したうえで必要な措置を図るなど、偏在の是正を進めてまいります。

指摘事項	
【第3 監査結果 【2】 個別事項 Ⅲ 学校における働き方改革 2 自宅での業務の実施① 自宅での業務実態の把握】 自宅での業務実態の把握に関連し、以下4点の問題点がある。 ①自宅での業務を実施している教職員のほとんどが、自宅での業務時間を出退勤システムに登録していない。 ②正式に上司に対して自宅での業務実施を報告している者は少なく、各学校が組織として自宅での業務の実施状況を管理していない。 ③自宅での業務の実施を上司が把握していないと推測している者が半数弱を占めるなど、部下である教職員の業務負荷等を、上司が正確に把握できていない。 ④超過勤務時間規制回避や上司の指導により、自宅で業務を実施している者が一定数存在している。これらは、自宅で業務を実施する理由として合理性があるとは言えない他、文部科学省が定めるガイドラインに抵触している可能性がある。 上記の問題点を放置した場合、各教職員の業務負荷や業務内容を正確に把握することができなくなり、校務分掌の決定、人事評価、人員配置、採用活動など、学校長や教育委員会などが行う重要な意思決定を誤らせるおそれがある。 したがって、教職員の自宅での業務の実施状況を把握するためのルールと仕組みを整備し、運用することが必要であるとする。 (掲載 125 頁・担当課:教職員課)	
講じた措置	
令和8年度	基本的な考え方として、児童生徒の個人情報が含まれた資料を持ち帰ってのテスト採点等は、セキュリティ保護の観点から、自宅で実施すべき業務ではありません。 また、授業に必要な教材の準備や学校運営に関する業務等を自宅で実施することも、教職員の業務状況を正確に把握できないため、適切ではありません。 令和8年度からは年に2回程度、全教職員に対しアンケートを実施することで、自宅に業務を持ち帰っていないか、定期的に確認するとともに、持ち帰り業務に対する基本的な考え方を周知していきます。

指摘事項

【第3 監査結果 【2】 個別事項 Ⅲ 学校における働き方改革 2 自宅での業務の実施② 情報漏洩リスク】

情報漏洩リスクに関して、以下3つの観点からの問題がある。

○観点1：個人情報の持ち出し

特に「テストの採点」や「成績処理」を自宅で実施することについては、個人情報を自宅にて扱うことになるため、教職員課は許容していない。

仮に採点のためにテスト用紙を持ち帰った場合など、個人情報が記載されている紙面を持ち出している場合、個人情報を自宅にて扱うことになるため、教職員課は許容していない。

○観点2：個人PCの使用

浜松市が契約している専用クラウドスペースに係るセキュリティ対策が十分になされていたとしても、個人所有のPCへのセキュリティ対策は各教職員任せとならざるを得ない。

○観点3：貸与PC持ち帰りに係る事務手続の不備

教頭等の管理職が貸与PC持ち帰りの実態を把握できていないケースがある。また、貸与PCを自宅に持ち帰る際に、予め定められた承認手続が取られていない可能性がある。

上記3つの観点からの問題を放置すると、個人情報が記載された紙面の紛失、個人所有PCの情報セキュリティ対策の不備、貸与PCの紛失や不適切な使用などを要因として、個人情報などの機密情報が外部に漏洩するおそれがある。

したがって、例えば、以下のような対策を講じることが必要と考えられる。

- ・個人情報保護や機密管理の観点から、勤務先である学校の外に持ち出してはならない情報を明確化し、例示列挙すること
- ・個人所有PCで業務を実施することの危険性を、教職員に周知すること
- ・貸与PCを勤務先である学校の外に持ち出す際の承認手続を徹底すること
- ・貸与PCのログイン履歴と出退勤履歴との整合性をサンプリングベースで定期的に確認すること

(掲載 126 頁・担当課:教職員課)

講じた措置

令和8年度	令和8年度中に実施予定のネットワークの再編に伴い、専用クラウドスペースへのアクセスは貸与PCに限定され、個人所有PCからはアクセスができなくなります。 また、貸与PCには、紛失時に遠隔操作で端末をロックする仕組みや個人情報のダウンロードの制限といった高度のセキュリティ対策を施し、個人情報漏洩のリスクに備える予定です。 上記の実施の際に、改めて情報漏洩のリスクとなる個人情報の持ち出しの是非や貸与PC持ち帰りに係る事務手続等について、「浜松市教育情報セキュリティ対策基準」や「学校情報セキュリティ実施手順」の徹底とともに周知していきます。
-------	--

指摘事項

【第3 監査結果 【2】 個別事項 IV 学校給食 3 学校給食費の未納】

未納金の不納欠損処理は「学校給食費における債権放棄等処理基準」に基づく債権放棄等を経て適切に処理されているが、個々の事例を見ると、最終納付日からの期間が長くなっているものが多い。

令和5年度の不納欠損には、発生年度が平成17年度、最終納付が平成19年3月という長期の債権もある。最終納付から17年経過しての不納欠損処理であり、発生から約20年にわたり管理対象としていたことになる。

未納金の回収は、一般的に滞納発生後、早期に集中的に対策を講じるのが効果的であるが、債権が長期化するほど回収可能性は低下する。つまり、必ずしも長期的な管理が効果的とはいえない側面もある。

そのため、まずは約20年にわたる管理の効果を検証し、長期間の管理が本当に必要かどうかを評価すべきである。

また、市として必要な徴収手続を実施したにもかかわらず、これ以上の回収が不可能と判断される債権については、管理コスト削減の観点から、債権放棄や不納欠損処理を実施することも必要である。

残存する未納金の中には、発生から長期間経過し、明らかに回収不能と考えられるものもあるはずである。管理コスト削減の観点から、不納欠損処理のルールについて見直すことが必要である。

(掲載148頁・担当課:健康安全課)

講じた措置

令和8年度

未納期間が長期にわたる学校給食費について、未納の経緯や管理状況を整理し、納付交渉における効果や課題の有無等を検証しました。

その結果、未納期間が長期化すると完納率が著しく低下することや、債権管理業務に事務コストが一定程度かかること等から、長期的な管理が必ずしも効果的ではなく、管理コスト削減などの観点を踏まえた債権管理業務の見直しが不可欠であると評価しました。

これらの評価を踏まえ、令和8年6月に「学校給食費における債権放棄等処理基準」を改正しました。具体的には、これまで義務教育課程の修了を債権放棄の要件の一つとしていたところ、児童・生徒の卒業や転出等による学校との接触機会の低下が債権管理の長期化の一因となっていたため、本要件を削除することとしました。

なお、一方で公平性といった観点から、学校給食費の未納を早期に回収するための強化策として、専門的知見を有する弁護士法人を活用した債権回収等業務を令和8年度から実施しています。

指摘事項	
【第3 監査結果 【2】 個別事項 VI 放課後児童クラブ 2 設備の修繕】 放課後児童クラブの設備の修繕について、現状では、エアコン等の不具合が発生した後に修繕を行うという、事後的で対症療法的な対応が行われている。緊急対応に追われることがないよう、対症療法的な対応から予防保全的な対応へと転換し、計画的な修繕に取り組む必要がある。 また、設備の不具合等については、児童クラブの現場から情報が得られる仕組みが整備されているが、現場担当者が必ずしも専門的な知識を有しているとは限らないため、専門家による点検実施の必要性についても検討しておく必要がある。 (掲載 173 頁・担当課:学校・地域連携課)	
講じた措置	
令和8年度	令和7年度に浜松市施設分類別計画（学校・学校関連施設編）を策定し、放課後児童会の施設や附帯設備について、定期的なメンテナンスと計画的な修繕・更新を行うことで施設の予防保全を図ることとしました。 設置から年数が経過したエアコンは、故障の頻度が高く、故障した際の影響が大きいため、特に定期メンテナンスが重要と考えています。そこで、エアコンの異常等を早期に発見するため、すべての放課後児童会においてエアコンの使用が本格化する前の時期の試運転等の実施と専門業者による清掃実績の報告を行うよう運営受託者に依頼しました。 また、優先順位をつけてエアコンの設備更新を行うため、令和8年度に専門事業者に委託して点検を行い、更新・修繕の緊急度合いについての調査を進めています。調査結果に基づき設備更新計画を策定し、来年度以降、順次、設備の更新を行ってまいります。

指摘事項	
【第3 監査結果 【2】 個別事項 VII 教育支援 1 発達支援教育推進事業 (2) 事業指標】 発達支援教育推進事業では、「幼児ことばの教室設置数」を事業の指標としている。 幼児ことばの教室設置数は、2022 年度以降、目標と実績に差が生じている。しかし、担当課によると、24 教室の設置でも問題なく運営できているとのことであり、2023 年度の 26 教室という目標設定には具体的な根拠がないことがわかった。 発達障害への理解や認識が進み、適切な支援を受けることへの意識も高まっているため、支援を必要とする子どもや保護者は今後さらに増加すると見込まれている。教育支援課は「幼児ことばの教室設置数」に関する計画を再考し、計画に沿った適正な目標を設定したうえで、事業を運営すべきである。 (掲載 178 頁・担当課:教育支援課)	
講じた措置	
令和 7 年度	幼児ことばの教室を定期的にご利用している幼児の数を調べたところ、2023 年度以降、毎年 350 人を下回っていました。一方で、現在 24 教室あり、1 教室あたり 15 人利用できますので、毎年最大 360 人が利用できる数を確保できています。 さらに、令和 7 年度より幼児ことばの教室については、学区制度をやめ、勤務地や道路事情等を考慮し利用しやすい教室を選択できるようにしたことから、それまで生じていた待機児童についても、他地域の教室で受け入れるなど柔軟な運用が可能となりました。 以上から、教室設置数については、現状で十分な数が確保されているため、これ以上、設置する必要はないという結論になりました。 現状において保護者の希望で待機を選択している場合もありますが、受け入れ可能な教室もあるので、できるだけスムーズに支援・指導が受けられるように調整していきます。

監査実施年度 令和 7 年度（下水道事業に関する事務の執行について）

指摘事項	
【第 3 監査結果 【3】 個別事項 【経営管理】 I 財政収支計画 1 将来の財政計画と資金繰り】 現行の財政収支見通しを前提とした場合、企業債償還可能年数が令和 10 年度以降悪化し始め、令和 16 年度には他の政令指定都市等が下水道使用料改定を検討する水準まで、企業債の償還能力が低下することを示す。 また、現行の財政収支見通しは、現行の 30 年国債の金利水準よりも低く設定されている。仮に現行の 30 年国債の金利水準である 3 % まで 30 年企業債の利子率が上昇したとした場合、令和 10 年度には、企業債償還可能年数が実際の企業債償還年数を大きく上回り、年度が経過するにつれ、さらに悪化していくと予想される。利子率が 4 % まで上昇した場合には、さらに企業債の償還能力が低下する。 以上より、下水道事業の企業債償還能力の持続可能性について懸念があるといえるが、上下水道部は十分な検討をしていない。この状態を放置すると、企業債の償還が困難になる事態に、早期に対処することができなくなるおそれがある。 長期金利の上昇リスクなどの重要な不確実性に対する感応度分析を行うことや、企業債の債務償還能力に着目した分析を行うことなどにより、必要な対処策を洗い出し、悲観的なシナリオにも十分に対処できる財政収支見通しを策定することが必要であると考える。 (掲載 66 頁・担当課：上下水道総務課)	
講じた措置	
令和 8 年度	令和 7 年度決算までを反映させた上で、長期金利の上昇リスクについて借入利率 3 %～5 % での複数パターンによる分析や、企業債償還可能年数を用いた債務償還能力の分析を実施しました。 これらの分析を基に、資金残高の急減を緩和させるための企業債追加借入の可否等、必要な対処策を洗い出し、事業を取り巻く経済情勢の変動等により想定される影響にも対応できるよう基本計画における指標値（資金残高 30 億円以上）を念頭においた財政収支見通しの見直しを行いました。 今後も適切な財政収支見通しの見直しにより、持続可能な経営の推進に努めてまいります。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 個別事項 【財務事務の執行】 I 収益的収支 1 下水道使用料 （1） 下水道使用料を改定しない旨の検討】 下水道使用料を改定しないことを上下水道部内で検討した経緯の文書化が行われていないことは、「意思決定に至る過程」を文書等として保存することを求めている「浜松市文書規則」第6条の2（「浜松市上下水道部文書規程」が同規則を準用）に反すると考えられる。これは、上下水道部内の検討過程の検証可能性に問題があることを意味する。 また、上下水道部内の検討過程が文書化されていないことは、情報公開請求を行っても公開すべき文書が存在しないことになり、市民の知る権利の尊重と、市の諸活動の市民への説明責任を定めた、「浜松市情報公開条例」の趣旨に反する。 また、日本公認会計士協会が例示するように、下水道使用料改定の要否は主要な監査要点であるにも関わらず、下水道使用料を改定しないことを部内で検討した経緯の文書化が行われていないため、下水道使用料を改定しないという意思決定の適切性について、十分かつ適切な監査証拠を入手できず、十分な監査を行うことができない。 以上より、毎年度の財政収支見通しに基づき、料金改定の要否を上下水道部内で検討した経緯を文書化することが必要であると考える。 （掲載 120 頁・担当課：上下水道総務課）	
講じた措置	
令和8年度	令和8年6月に令和7年度決算を踏まえた財政収支見通しの見直しを行った際に、料金改定の要否についても検討しました。 その結果、企業債の追加借入により基本計画の指標値である資金残高30億円以上を今後5年間は確保できる見通しとなったため、令和8年度においては料金改定は不要という結論となり、その旨を文書化しました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 個別事項 【財務事務の執行】 II 固定資産管理 1 建設仮勘定の振替漏れ】 令和6年度の決算において、機械及び装置の取得価額に、建設仮勘定からの振替漏れがあることが判明した。 固定資産の取得価額の算定および固定資産への登録処理は、上下水道総務課が年度末に一括して行っている。そのため、年度末には決算処理として膨大な件数の固定資産登録が発生するが、今回の建設仮勘定（事務費・間接経費）の本勘定への振替漏れは、その過程で生じたものである。 このように、貸借対照表の記載金額が誤ったまま開示されることは、公表される財務情報の正確性および信頼性を損なうおそれのある重要な問題である。 今回の事案を踏まえ、建設仮勘定に振替漏れがないかを確認する手続きを業務マニュアルに明記するなど、原因の究明と再発防止策を検討する必要がある。 （掲載 140 頁・担当課：上下水道総務課）	
講じた措置	
令和8年度	固定資産登録において、建設仮勘定から本勘定へ振り替える案件についての事務の流れは、事業担当課が建設仮勘定一覧（E x c e l データ）の所定の欄に供用開始日を入力し固定資産とりまとめ担当者へ提出することとなっています。 本件においては日付を入力すべきところに「－」が入力され、コメントにて振替対象である旨が記載されていた上、固定資産とりまとめ担当者が業務担当課へ確認を行わなかったことが原因で振替漏れとなりました。 再発防止策として、令和7年度決算資料の作成においては、所管課へ入力ルールを改めて周知するとともに、今回の事案を踏まえ作業マニュアルへ日付以外が入力されていた場合は必ず業務担当課へ確認を行う旨を追記しました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 個別事項 【財務事務の執行】 II 固定資産管理 2 固定資産の除却処理③】 固定資産の除却処理において、複数の規則等に反する手続が認められたが、いずれの事象においても、当事者には規則等に反しているとの認識がなく、規則等に対する理解不足が主な原因として考えられる。 よって、規則等の趣旨や内容について改めて確認するとともに、理解の向上を図る必要がある。 (掲載 144 頁・担当課：上下水道総務課)	
講じた措置	
令和8年度	固定資産の除却処理について「職員一人ひとりが業務の根拠となる法令・規則等を理解し、これを遵守する」ことを各所属において改めて意識して実践していく必要があることから、令和8年6月4日付け管理者通知「内部統制の確保に関する取組について」を発出しました。 また、本通知に基づき、チェックリストを用いて各所属の業務について改めて法令等の根拠確認を実施しました。

指摘事項

【第3 監査結果 【3】 個別事項 【財務事務の執行】 Ⅲ 債権管理 1 延滞金の未収計上】

令和7年3月31日現在、下水道使用料の延滞金のうち未収金は254,900円あるが、会計上、貸借対照表の未収金計上及び損益計算書の収益計上をしていない。

地方公営企業法施行令第13条では「地方公営企業の現金の収支を伴う収入及び支出のうち、その債権又は債務の確定の際直ちに現金の収納又は支払をしないものについては、未収又は未払として計理しなければならない」と記載されている。

担当課は、延滞金の未収金を計上しない理由として「延滞金の金額が少額であり、時効期間の5年が満了すると債権が消滅すること」としているが、当延滞金は算定時点で徴収金額が確定し、地方公営企業法施行令第13条に該当する未収金になることから、合理的な理由ではないと考える。また、「延滞金の未収金の貸倒引当金を算出することが難しい」は延滞金を計上した後の論点であり、それをもって延滞金の未収金を計上しない合理的な理由ではないと考える。

地方公営企業法第20条では、地方公営企業は「すべて」発生主義により処理するのが原則であり、浜松市上下水道部会計規程では発生之都度、伝票を発行するものとしていることも踏まえると、延滞金が発生した時点で延滞金を収入として伝票を切り、その際、直ちに現金の収納がなければ相手科目を未収金とすべきである。

また、地方公営企業においても重要性の原則が認められているため、金額的重要性から延滞金を収入として計上しないという方法も考えられる。しかし、重要性の原則は「法令の規定に反しない限りにおいて」認められており、延滞金の徴収は浜松市税外収入金の延滞金に関する条例に基づくものであるため、条例に基づき延滞金を計上することが適切である。

延滞金の未収金に対する貸倒引当金は、通常料金の未収金と性質が異なり、徴収を始めたばかりで不納欠損率が不明であることから、当面、貸倒引当金を計上しないことは許容され则认为。この場合、延滞金の未収金に係る貸倒実績が揃った時期に、貸倒引当金を計上すべきである。

(掲載 152 頁・担当課:お客さまサービス課)

講じた措置

令和7年度	延滞金について、令和7年度末に、令和6年度と令和7年度に請求し令和7年度末時点で未収のものについて調定処理を行い、令和7年度決算から未収金計上を行いました。また、令和8年4月から、発生した延滞金について調定処理を行い、未収金計上をしています。 なお、延滞金の時効期間は5年であるため、令和6年度に請求した延滞金は、令和11年度末に未収金の不納欠損を行います。令和11年度末から13年度末までの3か年の不納欠損率の実績をもとに貸倒引当金を算出し、令和13年度末から計上していきます。
-------	--

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 個別事項 【財務事務の執行】 V 工事契約 2 法定福利費確認表の保存】 下水道工事課は、「請負代金内訳書」に記載された法定福利費の妥当性を判定するため、法定福利費確認表を作成して確認している。 今回、上下水道総務課が保管している工事契約関係資料一式（見積書～完了報告書）を閲覧したところ、法定福利費確認表の作成を要する工事契約7件中、2件について法定福利費確認表が工事契約関係資料一式に添付されておらず、工事完成書類に添付されていた。 下水道工事課に質問したところ、法定福利費確認表の取扱いは、以下のとおりであった。 A. 法定福利費確認表の承認方法 法定福利費確認表の作成を要する全ての工事契約につき、請負代金内訳書に法定福利費確認表を添付して承認をとる。 B. 法定福利費確認表の保管ルール 「【通知等】法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について」では、請負代金内訳書は法定福利費確認表と受注者から提出された根拠資料とともに契約担当課へ提出することとなっているため、法定福利費確認表は上下水道総務課が保管している工事契約関係資料一式に含めて保管する。 Aについては、請負代金内訳書に各確認/承認印はあるが、添付される法定福利費確認表にはチェック証跡が残らないため、請負代金内訳書に法定福利費確認表が添付されて承認されているか、事後的にはわからない状況である。特にBのように法定福利費確認表が工事契約関係資料一式に入っていない場合はなおさらであり、下水道工事課及び上下水道総務課は請負代金内訳書と法定福利費確認表をセットで工事契約関係資料一式に保管するルールを徹底すべきである。 （掲載 172 頁・担当課:下水道工事課）	
講じた措置	
令和8年度	「法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について（令和6年3月19日付け調達課長・技術監理課長通知）」の記載内容を改めて確認し、「請負代金内訳書」を基に法定福利費確認表を作成し、承認を得た上で工事契約関係資料一式へ保管することを徹底します。 具体的には、法定福利費確認表の作成を要する全ての工事において、着手届と法定福利費確認表（請負代金内訳書を添付）をセットにし、上下水道総務課に提出する際に、法定福利費確認表をはじめ、必要な書類が全て含まれていることを両課の担当者が確認したうえで、工事契約関係資料一式に綴ることとします。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 個別事項 【財務事務の執行】 VI 会計監査 1 企業債明細書の記載誤り】 令和6年度決算書の附属書類として公表された企業債明細書について、基礎資料となる企業債台帳データと照合した結果、開示内容の誤りが確認された。 企業債明細書に誤った情報が記載されたまま開示されたことは、公表される財務情報の正確性および信頼性を損なうおそれのある重要な問題である。 誤りの主な原因は、担当者の作業のみで業務が完結し、そのまま開示にまで至っている業務フローにあり、これは組織的なチェック体制が欠如した状態である。 再発防止のため、企業債明細書に追加・変更された情報については、業務フローを改善し、ダブルチェックや上長による確認を必ず行う仕組みを構築したうえで、厳格な運用を徹底することが必要である。 (掲載 179 頁・担当課：上下水道総務課)	
講じた措置	
令和8年度	企業債明細書の記載誤りがあった箇所は令和6年度に新たに追加された案件であり、借入契約書等と入力データを確認すれば回避されるものでした。 令和7年度決算書の作成に当たっては、ダブルチェックや上長による確認により、入力誤りがないか確認を行いました。 また、新規に追加された案件については誤りが発生しやすいことを認識し、一次資料からの転写時にチェックする体制を構築しました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 個別事項 【財務事務の執行】 VI 会計監査 3 未払金内訳明細書の誤り】 監査の過程で発見された「その他未払金」の内訳明細書の誤りは、明細書の縦計金額が正しいかどうかのチェックさえしていれば、誤りを発見し、修正することが可能であったと考えられる。 貸借対照表の勘定科目明細書に誤った記載があることは、財務情報作成に係る内部統制の運用が不十分である可能性を示唆しており、決算数値の正確性や財務情報の信頼性が疑われる状況である。 再発防止のため、上下水道部では、担当者は決算作業開始前に、数式やリンク設定、非表示となっている行・列の有無について、点検・メンテナンスを行うとともに、作業終了後は、集計結果と明細内容が一致しているかを必ず照合する必要がある。また、所管責任者等は、担当者が作成した明細書について、合計額と明細の整合性等を確認するレビュー体制を構築し、その運用を徹底することが求められる。 (掲載 184 頁・担当課：上下水道総務課)	
講じた措置	
令和8年度	令和7年度決算書関係書類の作成において、資料作成に使用するデータの確認を行うとともに、複数人での検算や上長による明細資料の確認を行うことにより、合計額と明細の整合性等を確認するレビュー体制を構築しました。

指摘事項	
【第3 監査結果 【3】 個別事項 【財務事務の執行】 VI 会計監査 4 主な耐用年数の注記】 決算書の注記事項として開示している「主な耐用年数」と、実際に減価償却で使用している耐用年数が乖離している状態であったが、この乖離については、上下水道部で発見されることはなく、乖離が修正されずにそのまま開示されている。 上下水道部においては、決算書作成プロセスの見直しを行い、注記の内容についても、正確な情報を開示するための仕組みを構築することが必要である。 (掲載 186 頁・担当課：上下水道総務課)	
講じた措置	
令和 8 年度	令和 7 年度決算書の作成において、固定資産台帳と照合した耐用年数の記載に修正しました。決算書における注記確認作業において当該照合作業を組み込むことにより正確な情報を開示するための仕組みを構築しました。